

第3回 西宮市子ども・子育て会議

【資料集】

(資料1 ~ 6)

資料集目次

【資料1】ロードマップ・前回の審議等のまとめ ・今回の審議事項	・・・・・・・・ 1
【資料2】(仮称)西宮市子ども・子育て支援事業計画の 基本理念案	・・・・・・・・ 7
【資料3】教育・保育提供区域	・・・・・・・・ 13
【資料4】基準等検討ワーキンググループ報告	・・・・・・・・ 17
【資料5】評価検討ワーキンググループ報告	・・・・・・・・ 19
【資料6】ニーズ調査の結果速報(概要)	・・・・・・・・ 25
【資料7】ワークショップの実施報告	(当日配布)

西宮市子ども・子育て会議 審議ロードマップ

	平成25年度			平成26年度				
	第1回 8.21	第2回 10.11	第3回 2.17	第4回 H26.5	第5回 H26.7	第6回 H26.8	第7回 H26.11	第8回 H27.1
(1) 子ども・子育て支援事業計画の策定の審議								
ニーズ調査の項目								
需要量・供給量								
地域子ども・子育て支援事業の今後の展開			1					
上記以外の計画								
計画全体の審議（計画の理念等）						2		
(2) 認可基準等の審議								
現認可等基準（現状確認）								
新制度における認可基準・確認基準			3					
放課後児童育成事業の基準			3					
支給認定基準			3					
(3) 利用者負担の審議								
(4) 教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員の審議（事業計画に係る供給量と同時審議）								
(5) 西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価								

審議

審議終了等（確定）

1 量の見込みについてのみ審議

2 素案の確定

3 検討中の国の案をもとに審議

上記のほか、ワーキンググループを開催

評価検討ワーキンググループ H25.10.28 H25.11.25 H26.10 H26.11

基準等検討ワーキンググループ H25.11.27 H26.1.29 H26.4 H26.5

審議の視点など

- ・ 潜在的なものを含めた教育・保育・地域子育て支援のニーズが適切に把握されているか（過不足がないか）
- ・ 施設・事業のバランスのあり方、教育・保育の提供体制のあり方や目標
- ・ ニーズを満たすために必要な地域子ども・子育て支援事業が計画に盛り込まれているか
- ・ 実績の調査や事業の点検評価（給付・事業量等、対象児童数、運営に対する評価）
- ・ 利用料の改定など事業の扱いに関する事項の検討

H25.2.15 国の自治体向け説明会資料より

子ども・子育て支援事業計画のイメージ（次のページ）

< 子ども・子育て支援事業計画のイメージ（一部） >

幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

【 地区 】	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり
量の見込み（必要利用定員総数）	500人	400人	300人	500人	400人	300人	500人	400人	300人
確保の内容 （認定こども園、幼稚園、保育所 （教育・保育施設）	500人	350人	250人	500人	400人	250人	500人	400人	250人
地域型保育事業			20人			30人			50人
-	0人	50人	30人	0人	0人	20人	0人	0人	0人

【 地区 】	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり
量の見込み（必要利用定員総数）	300人	300人	200人	300人	300人	200人	300人	300人	200人
確保の内容 （認定こども園、幼稚園、保育所 （教育・保育施設）	300人	200人	150人	300人	200人	150人	300人	200人	80人
地域型保育事業			20人			30人			20人
-	0人	100人	30人	0人	100人	20人	0人	100人	100人

実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

地域子育て支援拠点事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年	...
量の見込み	3000人（10か所）	3000人（10か所）	3000人（10か所）	3000人（10か所）	...
確保の内容	3000人（10か所）	3000人（10か所）	3000人（10か所）	3000人（10か所）	...
-	0人	0人	0人	0人	...

放課後児童健全育成事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年	...
量の見込み	800人（20か所）	800人（20か所）	800人（20か所）	800人（20か所）	...
確保の内容	600人（16か所）	700人（18か所）	800人（20か所）	800人（20か所）	...
-	200人（4か所）	100人（2か所）	0人	0人	...

第2回 西宮市子ども・子育て会議 審議等まとめ

1 子ども・子育て支援事業計画の基本理念について

委員から、次のような意見が出された。

- ・西宮市の特徴として豊かな自然がある
- ・西宮市幼児期の教育・保育審議会の議論は継承すべき
- ・文化的財産や情操面がポイント
- ・地域で支えるということを具体的に盛り込めればと思う
- ・公園などの身近な自然についても盛り込めればと思う
- ・子ども像という目指すところを、はっきりと打ち出すべきだ。それにより、足並みの揃った支援が可能となる
- ・保護者のニーズばかりに目がいきがちだが、子ども中心に考えていきたい
- ・「個性」、「健康な心身」といった文言一つ一つについて確認していきたい
文言を一つ一つ確認するのは、議論が長くなるため、意識として共有することになるとの他の委員からの意見があった
- ・自然は大自然ではない
- ・文化的環境が西宮像ではないか
- ・現代は不確実性が高く、選択肢も多岐にわたる。積極的な力が必要
- ・急かされ、競争社会である現実を、どのように打破すべきなのか。エールを送るような言葉はないか
- ・自らつかみとることも必要
- ・心だけでなく、行動することが大切
- ・早期教育、塾通いが多いが、愛される等されて、生きる力を持ってもらいたい。

2 ニーズ調査票案について

委員から、次のような意見が出された。

- ・すべてに をつける設問と、一つだけ をつける設問があるため、一つだけ をつける設問は、その旨強調するようにすべき
- ・前文の「心身共に健全」という表現は不適切
- ・認可外保育施設のみ説明がない箇所に、「認可を受けず、独自に運営する保育施設」との説明を追記すべき
- ・「西宮こども家庭センター（児童相談）」は、「家庭児童相談室（市の児童相談）」にあわせ、「西宮こども家庭センター（県の児童相談）」とすべき
- ・「障害」という文言を使用するのか。受け取った親はつらいのではないか。私立幼稚園では使用していない

- ・別紙裏面の新制度の説明中、「認定こども園」の普及をめざします」とあるが、市の方針なのか

あくまで国の方針であり、市として決定しているわけではないため、事務局で検討することになった

- ・民間事業者の事業の利用者を把握する必要はないのか。幼稚園の抽選にもれて行き場のない子どもを受け入れている民間事業者もある。
- ・ニーズ調査の説明会をしてはどうか 説明会をする時間的余裕はないとの別の委員の意見もあった
- ・子育て支援の施設で託児の間に書いてもらうようにしている例もある
事務局で検討し、子育て総合センター、各児童館・児童センターでも記入をサポートすることになった
- ・アンケート調査以外の手法でのニーズの把握はしないのか ワークショップやインタビューを実施すると事務局が説明した
- ・新制度について、特に幼稚園や保育所に既に入所している保護者が不安に思っている。安心させる必要がある
- ・景品の応募票に記載される個人情報の取り扱いには配慮が必要だ
事務局が保護シール等を検討することになった
- ・調査は小学校区単位で実施すべき 件数の問題があるため無理であること、幼保審で設定した13ブロックが出発点で設定することになると事務局が説明し、他の委員からも、13ブロックを基本とし、供給について精査する際に細かく検討すればよいとの意見が出された。
- ・幼稚園や保育所などの運営法人についての希望をきく設問を追加すべき。追加できるスペースもある 今回の調査できくべき性格ではないと事務局が説明し、他の委員からも、スペースの問題ではなく、調査すべきかどうかで判断することだとの意見が出された。
今後の確認については、会長に一任することについて、異議は出されなかった。
なお、市民に配布する際に、委員にも配付することになった。

3 西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価について

特に委員からの質疑、意見はなかった。

4 ワークショップの実施について

委員から、次のような意見が出された。

- ・一つのグループに、保護者、保育者と異なる立場の方が混在するのではなく、同じ立場の方だけでグループを構成する方が経験上よい

・意識喚起の意味を含めて、複数回実施してはどうか

時間の都合上、その他については、事務局までメール等で提出することになったが、事務局に意見は寄せられなかった

5 その他

(1) ワーキンググループの運営について

委員から公開とし、傍聴可能にすべきだとの意見が出されたが、他の委員からは、試行錯誤しながら、忌憚のない意見交換をするプロセスの場合は、非公開とすべきとの意見が複数だされた。

ワーキンググループは非公開とするが、西宮市子ども・子育て会議の委員に対しては、ワーキンググループの構成員であるかどうかにかかわらず資料を提供し、傍聴も可能とし、ワーキンググループの資料及び会議録を直後の西宮市子ども・子育て会議の資料公表時にホームページで公表することとなった。

以上

第3回 西宮市子ども・子育て会議 審議事項など

(1) 子ども・子育て支援事業計画の基本理念について

第2回会議において各委員から出された意見などを踏まえ、事務局の提案する事業計画の理念について、委員間で意見交換等する。

- ・前回会議における委員間の共通理解と異なる内容となっていないか
- ・不適切な文言が含まれていないか

(2) 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援事業計画において定める教育・保育提供区域の設定について検討する。

- ・西宮市幼児期の教育・保育審議会の示した大(3)・中(8)・小(13)の3つのレベルについて確認
- ・大中小のどのレベルで設定するのか、組み合わせるのか
- ・ニーズの変化に柔軟に対応できる区域設定
- ・教育・保育提供区域は、認可の際に行われる需給調整の判断基準となる

(3) 基準等検討ワーキンググループの報告について

(4) 評価検討ワーキンググループの報告について

各ワーキンググループの開催状況について、座長及び事務局からの報告を確認し、必要に応じて質疑応答・意見交換等する。

・ニーズ調査の結果速報について

平成26年12月20日まで実施したニーズ調査の結果速報について、事務局から報告する。

・ワークショップの実施報告

1月25日に実施したワークショップについて、事務局から報告する。

議事(1) (仮称)西宮市子ども・子育て支援事業計画の基本理念案

- 1 西宮市次世代育成支援行動計画(後期計画)の基本理念等をもとに整理した(仮称)西宮市子ども・子育て支援事業計画の理念案

【基本的な視点】

[1] 子どもが健やかに成長する社会をめざします

しっかりとした愛着形成を基礎とし、豊かな自然環境・文化的環境など周囲の環境と関わり合う中で、協調性・夢・希望をはぐくみ、出会いを喜び、感謝の気持ちを持って、主体的に生きていく力を培います。

[2] 子どもの幸せを第一に考えます

社会の希望であり、未来をつくる存在である子どもが自身の幸せを実感できるよう、子どもの幸せを第一に考えたまちづくりを進めます。

また、子どもが健やかに成長できるよう、子どもの権利や利益を尊重し、子どもの視点に立った取り組みを進めていきます。

[3] 子育てが楽しく思えるまちをめざします

子育て家庭の精神的な不安、肉体的・経済的な負担、子育てと仕事の両立の大変さ、孤立感など、子育てを取り巻く不安や負担を理解した上で、それらを和らげ、子育てをすることが楽しく思えるまちをめざします。

[4] まち全体で子どもを育みます

子育てについての第一義的な責任はその保護者にあることを踏まえ、多様な家庭形態に配慮しつつ、子どもの成長をともに喜び、安心して子育てができる環境づくりをまち全体で協力しながら進めていきます。

また、まちを構成している家庭、地域、学校、企業、行政などがそれぞれの役割をしっかりと果たし、連携することにより、まち全体で子どもを育みます。

子ども・子育て支援事業計画の基本理念(案)

子どもが輝くまち・人にやさしいまち にしのみやへ

～ 子育てするなら 西宮 ～

子どもや子育て世代の思いや意見を尊重するまち、子育て家庭を支えるまちは、子

どもの輝く笑顔につながります。わたしたちは、子どもの笑顔があふれるよう、“子どもの笑顔がいきいきと輝くまち にしのみや”をめざします。

また、地域全体で子どもを見守り、支えあう心温かなまち、子育て家庭にやさしいまちは、高齢者や障害のある人などすべての人にとって暮らしやすいまちにつながります。あらゆる人がいきいきと輝けるよう、“すべての人にやさしいまち にしのみや”をめざします。

2 (仮称)西宮市子ども・子育て支援事業計画の理念案の考え方

(1) 次世代育成支援行動計画との関係

子ども・子育て支援事業計画は、「幼児期の学校教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容」等が主な記載事項となる。したがって、より広範な記載事項となっている次世代育成支援行動計画の基本理念等が、子ども・子育て支援事業計画を内包するものとなるように事業計画の基本理念等を整理することになる。

(2) 子ども・子育て支援法・国の基本指針との整合

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法の規定により、国の基本指針に即して定めるものとされている。

(3) 西宮市幼児期の教育・保育審議会の議論・答申の反映

(4) 子ども・子育て会議における意見の反映

((1) から(3) は、第2回西宮市子ども・子育て会議の資料2 - 2を参照。)

3 第2回西宮市子ども・子育て会議における委員の意見

意見	案への反映
(1) 環境に関する意見 ・西宮市の特徴として豊かな自然がある ・大自然ではなく、公園などの身近な自然についても盛り込めればと思う ・文化的環境・財産が西宮像・ポイントではないか	・文言を整理したうえで反映しました。
(2) 地域社会に関する意見 ・地域で支えるということを具体的に盛り込めればと思う	・「地域で支える」 現計画の基本的な視点に既にあります ・「具体的に」

	計画の内容で具体的にあらわしていくことになると思います
(3) 視点に関する意見 ・保護者のニーズばかりに目がいきがちだが、子ども中心に考えていきたい	・現計画においても、「子どもの視点に立った取り組みを進めていきます。」と記載があります。
(4) 子ども自身の力について ・心だけでなく、行動すること・自らつかみとる積極的な力が必要 ・急かされ、競争社会である現実を、どのように打破すべきなのか。エールを送るような言葉はないか ・愛される等されて、生きる力を持ってもらいたい。	・文言を整理したうえで反映しました。
(5) 全般に関する意見 ・子ども像という目指すところを、はっきりと打ち出すべきだ。それにより、足並みの揃った支援が可能となる ・西宮市幼児期の教育・保育審議会の議論は継承すべき	・国の基本指針案において、事業計画の理念は任意記載事項とされていますが、西宮市においては、事業計画に記載することにより、目指すものを明示する予定としております。 ・幼児期の教育・保育審議会の議論は、子ども・子育て会議におけるそれと同様に事業計画の内容、実施において重要なものと考えております。

4 西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）と（仮称）西宮市子ども・子育て支援事業計画の基本理念等の対比

後期行動計画	事業計画案	備考
<p>【基本的な視点】 <u><追加></u></p> <p>[1] 子どもの幸せを第一に考えます <u>次代を担うべき子どもが自身の幸せを実感できるよう、子どもの幸せを第一に考えたまちづくりを進めます。</u> また、子どもが健やかに成長できるよう、子どもの権利や利益を尊重し、子どもの視点に立った取り組みを進めていきます。</p> <p>[2] 子育てが楽しく思えるまちをめざします <u>子育て世代が感じる精神的な不安、肉体的・経済的な負担、子育てと仕事の両立の大変さなど、結婚や子育てを取り巻く不安や負担を理解した上で、それらの要因を取り除き、家庭を持つこと、子育てをすることが楽しく思えるまちをめざします。</u> <u>また、子どもの成長にふれる喜びを伝え、子育ての楽しさを実感できるまちづくりを福祉、教育、保健、医療など幅広い分野で進めていきます。</u></p>	<p>【基本的な視点】</p> <p>[1] <u>子どもが健やかに成長する社会をめざします</u> <u>しっかりとした愛着形成を基礎とし、豊かな自然環境・文化的環境など周囲の環境と関わり合う中で、協調性・夢・希望をはぐくみ、出会いを喜び、感謝の気持ちを持って、主体的に生きていく力を培います。</u></p> <p>[2] 子どもの幸せを第一に考えます <u>社会の希望であり、未来をつくる存在である子どもが自身の幸せを実感できるよう、子どもの幸せを第一に考えたまちづくりを進めます。</u> また、子どもが健やかに成長できるよう、子どもの権利や利益を尊重し、子どもの視点に立った取り組みを進めていきます。</p> <p>[3] 子育てが楽しく思えるまちをめざします <u>子育て家庭の精神的な不安、肉体的・経済的な負担、子育てと仕事の両立の大変さ、孤立感など、子育てを取り巻く不安や負担を理解した上で、それらを和らげ、子育てをすることが楽しく思えるまちをめざします。</u></p>	<p>幼保審答申、第2回西宮市子ども・子育て会議における委員の意見を整理したもの等を追加</p> <p>「次代を担うべき」「社会の希望であり、未来を作る存在である」 国の基本指針では、「子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在」とされている。</p> <p>「子育て世代が感じる」「子育て家庭の」「結婚や」削除 「の要因を取り除き、家庭を持つこと、」削除 次世代育成支援行動計画では、これから結婚しようとする人も含む「世代」も支援対象としていたが、事業計画は行動計画よりも対象の範囲が狭いため、「子育て家庭」とするとともに、「結婚や」「家庭を持つこと」を削除した。</p> <p>「孤立感」の追加等 国の基本指針では、「子育ての負担や不安、孤立感を和らげ」という記載があるため、「孤立感」を追加する等した。</p> <p>下段の削除 事業計画は、行動計画よりも範囲が狭いため削除</p>

後期行動計画	事業計画案	備考
<p>[3] まち全体で子どもを育みます</p> <p>子育てについての第一義的な責任はその保護者にあることを踏まえ、多様な家庭形態に配慮しつつ、子どもの成長をともに喜び、安心して子育てができる環境づくりをまち全体で協力しながら進めていきます。</p> <p>また、まちを構成している家庭、地域、学校、企業、行政などがそれぞれの役割をしっかりと果たし、<u>相互に補完</u>することにより、まち全体で子どもを育みます。</p>	<p>[4] まち全体で子どもを育みます</p> <p>子育てについての第一義的な責任はその保護者にあることを踏まえ、多様な家庭形態に配慮しつつ、子どもの成長をともに喜び、安心して子育てができる環境づくりをまち全体で協力しながら進めていきます。</p> <p>また、まちを構成している家庭、地域、学校、企業、行政などがそれぞれの役割をしっかりと果たし、<u>連携</u>することにより、まち全体で子どもを育みます。</p>	<p>「相互に補完」「連携」 国の指針において、「連携」が随所にあるため、置き換え</p>
<p>【基本理念】 子どもが輝くまち・人にやさしいまち にしのみや へ ～ 子育てするなら 西宮 ～</p> <p>子どもや子育て世代の思いや意見を尊重するまち、子育て家庭を支えるまちは、子どもの輝く笑顔につながります。わたしたちは、子どもの笑顔がふれるよう、“子どもの笑顔がいきいきと輝くまちにしのみや”をめざします。</p> <p>また、地域全体で子どもを見守り、支えあう心温かなまち、子育て家庭にやさしいまちは、高齢者や障害のある人などすべての人にとって暮らしやすいまちにつながります。あらゆる人がいきいきと輝けるよう、“すべての人にやさしいまち にしのみや”をめざします。</p>	<p>【基本理念】 子どもが輝くまち・人にやさしいまち にしのみや へ ～ 子育てするなら 西宮 ～</p> <p>子どもや子育て世代の思いや意見を尊重するまち、子育て家庭を支えるまちは、子どもの輝く笑顔につながります。わたしたちは、子どもの笑顔がふれるよう、“子どもの笑顔がいきいきと輝くまちにしのみや”をめざします。</p> <p>また、地域全体で子どもを見守り、支えあう心温かなまち、子育て家庭にやさしいまちは、高齢者や障害のある人などすべての人にとって暮らしやすいまちにつながります。あらゆる人がいきいきと輝けるよう、“すべての人にやさしいまち にしのみや”をめざします。</p>	<p>・変更箇所なし</p>

議題(2) 教育・保育提供区域

1 子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育提供区域ごとに量の見込み及び提供体制の確保の内容等を定める必要があるもの

(1) 教育・保育

認定こども園、幼稚園、保育所

(2) 地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

(3) 地域子ども・子育て支援事業

利用者支援に関する事業、時間外保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、妊婦に対して健康診査を実施する事業

2 教育・保育提供区域設定の基本

(子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)(平成26年8月6日付け内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡)より)

(1) 教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本

(2) 教育・保育提供区域は、認可の際に行われる需給調整の判断基準となること等から、子どもの認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる

<整理事項・論点>

教育・保育(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)は、それぞれで提供区域を設定するのではなく、共通の提供区域を設定する

教育・保育及び地域型保育事業の提供区域をどのように設定するか

地域子ども・子育て支援事業は、それぞれ性格を異にするため、事業ごとに区域設定すべきではないか

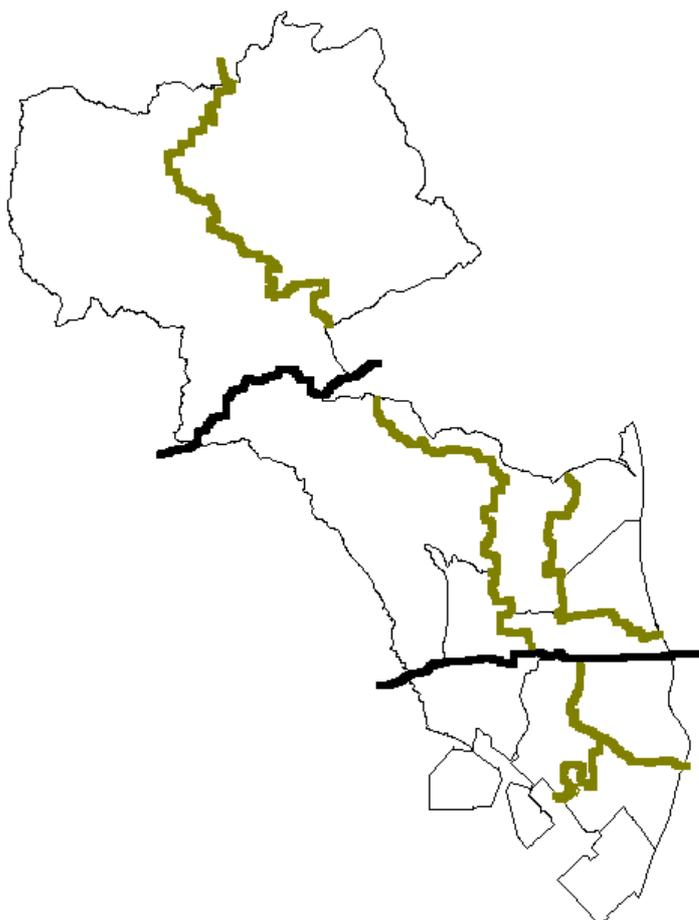
3 教育・保育、地域型保育事業の提供区域の設定

(1) 西宮市幼児期の教育・保育審議会の答申で示された、地域における保育サービスの提供（地域バランス・適正配置）を検討する際のブロック分け

「適正配置に向けた考え方として、小学校区に応じた幼稚園・保育所・小学校の連携ブロックを基本とした大（3）・中（8）・小（13）の3つのレベルでブロックを設定し、課題に応じたブロック分けを用いて検討を行っていくべき」（答申より）

大ブロック	市内の南部地域を JR あるいは国道 2 号で以北と以南に分けた 2 ブロック、北部地域を 1 ブロックとし、計 3 ブロック
中ブロック	南部の大ブロックを浜脇、鳴尾、上甲子園、大社、広田、甲東の 6 ブロック、北部の大ブロックを山口、塩瀬の 2 ブロックとし、計 8 ブロック
小ブロック	南部の中ブロックを更に 11 ブロックとし、北部の中ブロック 2 ブロックをそのまま合わせて計 13 ブロック

ブロック図



保育所地区	大ブロック名	中ブロック名	小ブロック名	小学校区	
浜	南部	浜脇	浜脇1	浜脇	
今津				浜脇2	西宮浜
鳴尾		鳴尾	鳴尾1		香櫛園
				鳴尾2	用海
		上甲子園	上甲子園		上甲子園
				上甲子園	
鳴尾北		上甲子園	上甲子園	南甲子園	
夙川		大社	大社1	大社1	鳴尾
					大社2
		広田	広田1	広田1	
	広田2				広田2
			甲東	甲東1	
	甲東				甲東2
		塩瀬	山口	山口	
	塩瀬				山口
		塩瀬	山口	山口	
	塩瀬				山口
塩瀬		山口	山口	北夙川	
	塩瀬			山口	山口
塩瀬		山口	山口		
	塩瀬			山口	山口
塩瀬		山口	山口		
	塩瀬			山口	山口
塩瀬		山口	山口		
	塩瀬			山口	山口
塩瀬		山口	山口		
	塩瀬			山口	山口
塩瀬		山口	山口		
	塩瀬			山口	山口
塩瀬		山口	山口		
	塩瀬			山口	山口
塩瀬		山口	山口		
	塩瀬			山口	山口
塩瀬		山口	山口		
	塩瀬			山口	山口
塩瀬		山口	山口		
	塩瀬			山口	山口
塩瀬		山口	山口		
	塩瀬			山口	山口
塩瀬		山口	山口		
	塩瀬			山口	山口

(2) 教育・保育施設及び保育ルームの利用状況

現在の利用者の住所と各施設等の位置関係は次のとおり（参考資料1参照）

- ・各施設等の市内利用者の8割は、概ね次の範囲内に居住

施設等 (認定こども園は各機能部分で分類)	8割の利用者の 居住範囲
公立幼稚園	1 km
私立幼稚園	1.6 km
公民保育所	1.2 km
保育ルーム等	1.6 km

- ・小ブロック・中ブロックをまたぐ利用も多い
- ・大ブロックのうち、南部と中部をまたぐ利用も多い
- ・大ブロックのうち、中南部と北部をまたぐ利用は少ない

(3) 教育・保育提供区域の大小による留意点

	留意点
事業計画	<ul style="list-style-type: none">・区域ごとの量の見込みに対応する供給体制の確保が必要・平成二十九年度末までに、量の見込みに対応する整備をすることを旨とする（国の基本指針案）ため、より柔軟な計画が望ましい・区域が小さいと大型マンションの建設などによる量の見込みへの影響が大きい
利用	<ul style="list-style-type: none">・利用者は、住所地の属する区域に関わらず、全市の施設等を利用することが可能
施設等の認可	<ul style="list-style-type: none">・区域ごとに、需要(量の見込み)と供給(確保の状況)により客観的に判断 需要 > 供給(=計画で定める区域内の定員数) 適格性・認可基準を満たす申請者は原則認可 需要 < 供給(=計画で定める区域内の定員数) 需給調整

ニーズの増減に柔軟に対応するため、教育・保育、地域型保育事業の提供区域については、西宮市幼児期の教育・保育審議会の答申で示された大ブロックのうち、<南部と中部をあわせたブロック>と<北部>の2ブロックとしてはどうか

4 地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

教育・保育、地域型保育事業の提供区域と同じ区域を基本としつつ、それぞれの事業の性格に応じて検討することとしてはどうか

(具体的な区域設定については、次回以降提案・検討)

議題(3) 基準等検討ワーキンググループ報告

報告事項

- 1 支給認定基準（保育の必要性の認定）
- 2 放課後児童健全育成事業の設備・運営基準
- 3 小規模保育事業の認可基準

1 支給認定基準（保育の必要性の認定）に関するワーキンググループの意見

事由	まとめ	国の示す案を条例に盛り込んだ上で、現在、市が緩やかに運用している育児休業取得時の取扱いは維持すべき。
	出された意見	<p>国の案に沿って「事由」条例化した場合に待機児童は増加しないのであれば、国の案を盛り込むべきである。</p> <p>検討に当たっては、保育所が担う役割を考える必要がある。個別の状況に対してきめ細かな受け皿となるべきであるが、細かく事由を規定することで逆に柔軟な運用ができない状況も避けるべきである。</p> <p>国の案8号「虐待やDVのおそれがあること」について、現在も虐待やDVのおそれがある利用者が多くみられるので、条例に盛り込むべきである。</p> <p>国の案9号「育児休業取得時」について、少子化対策との関係で育児負担を軽減する面を踏まえ、西宮市における緩やかな運用を維持すべきである。</p> <p>国の案にも障害が事由に挙がっていない。障害の状況によっては、小さな集団の中で過ごす必要がある場合や同じ年齢の児童と遊ぶ必要がある場合において、受け皿がない。事由や指数による調整は必要であるが、最終的には支援を必要とするすべての保護者が利用できるようにすべきである。</p> <p>障害の状況によっては、自宅での保育が必要な児童と集団保育が必要な児童に分かれる。個別の事例については、10号「市町村が認める場合」を活用すべきである。</p>
区分（下限）	まとめ	現在の待機児童を考慮して現行における1日4時間かつ週4日の月64時間をベースとする。
	出された意見	<p>64時間を下限に設定したとしても、利用希望者のニーズを補うために行政として一時預かりの充実に取り組む必要がある。</p> <p>待機児童解消は、保育所を増やす対策のみではなく、一時預かりの充実など保育所以外の選択肢を増やすなど幅広い対策が必要である。</p> <p>就労形態が多様になってきている現状から、将来的にはできる限り下限を下げ、保育所が様々な児童の受け皿になることが必要である。</p>
優先利用	まとめ	現在西宮市で実施していない対象も含めて国の案を条例に盛り込んだ上で、西宮市が独自で運用している「待機期間」、「単身赴任」、「認可外保育施設を利用している場合」も規定する。
	出された意見	「優先利用」に挙げられている国の対象は、いずれも重要である。また、その時代、その社会で保育の必要性は変化する。個別の事例に対して柔軟に対応できる指数の運用ができるようにすべきである。

2 放課後児童健全育成事業の設備・運営基準に関するワーキンググループの意見

まとめ	<p>当面、現状における西宮市の基準を基に条例化することとして、将来的には国の基準に向けて改善する旨を盛り込むべき。 保育所入所者数の増加を踏まえ、留守家庭児童育成センターの受入数の枠確保に向けて、早急に対応策を検討すべき。</p>	
出された意見	指導員配置	員数について、障害児対応などの指導員の負担を踏まえると、現状の手厚い配置が必要である。
	施設・設備	<p>国の案は望ましい形ではあるが、利用希望者が多い西宮市においては、新制度開始にあたり現状の面積基準がよい。 面積基準については、極論して言えば安全性が確保されていれば足りる。 新制度の開始にあたり1.65㎡を基準に設定するとニーズ対応ができなくなる。現状の1.1㎡を基に条例を規定し、1.65㎡を満たしていない施設については、要綱などで「1.65㎡の確保に向けた取り組みを実施する」などを規定することが考えられる。 保育所で待機児童が生じている現状を考慮すれば、近い将来放課後児童健全育成事業のニーズが現状より増加することを留意するべき。 周辺施設の活用も検討すべき。 現状における西宮市の基準を維持して条例化するとしても、国基準が示す1.65㎡に近づける方向性をなんらかの形で残す必要がある。</p>
	その他	<p>高学年の受入れについて、設備面だけでなく、指導面からも難しいと考えられる。 高学年の受入れについて、民間学童のノウハウを把握して取り入れていくべき。今後も事業についてプラン・アイデアをもっている者が発言・提案して参画できる場を設けることが必要である。</p>

3 小規模保育事業の認可基準に関するワーキンググループの意見

まとめ	<p>保育士資格を有しない者が保育に従事することになるので、保育の質を確保する必要があり、また連携施設と市のバックアップを検討し、良い保育を提供すべき。 事業計画を策定する際は、小規模保育施設からの3歳児以上の受け入れ策や、待機児童が解消された時の対応を想定しておくべき。</p>	
出された意見	職員配置	<p>保育士資格を有しない者が保育に従事することになるので、保育の質の確保にも留意する必要がある。 家庭的保育補助者の研修について、乳児死亡事故などを踏まえると、研修内容は保育士資格に繋がるような充実したものとする必要がある。</p>
	連携施設等	<p>国の示す連携施設の役割を市外の施設が担うことは困難と思われるため、市内の施設に限定することが必要である。加えて、小規模保育事業の周辺に位置することも必要と考えられるため、距離要件の規定が必要である。 連携する施設も自園の業務が逼迫している中で、連携施設の役割を担えるかに配慮すべき。連携施設・事業者任せにはできず、西宮市が責任をもって実務的な連携のあり方を、市のバックアップ体制なども含めて要綱に規定する必要がある。 小規模保育事業は満3歳未満児を対象とすることから、満3歳児以上の計画も合わせて検討する必要がある。 待機児童対策を進める必要はあるが、将来的に児童が少なくなったときのことも合わせて検討しておく必要がある。将来的に定員を満たない運営が生ずると、児童にとっても集団生活を体験できないという点などから望ましくない。</p>

議題(4) 評価検討ワーキンググループ報告

、開催状況

【第1回】 平成25年10月28日(月)

(1) 次世代育成支援行動計画(後期計画)の概要について説明

(2) 24年度の進捗状況について説明

(3) 評価検討WGの進め方について協議

第1回は「特定項目」を中心に、第2回は基本目標ごとに設定されている重点施策と重点事業から特に重要と思われるものを中心に評価、検討を行うこととなった。

(4) 特定項目を中心に協議、意見交換が行われた。

【第2回】 平成25年11月25日(月)

(1) 重点施策、重点事業等に係る評価について

子ども・子育て新制度の事業計画と関連が強い、基本目標1・3・6を中心に協議、意見交換が行われた。

基本目標1「地域における子育てを支えるまちづくり」

基本目標3「子育てと仕事の両立を支えるまちづくり」

基本目標6「子どもの権利と安全を守るまちづくり」

(2) 第3回子ども・子育て会議への報告について

ワーキンググループで出された意見の集約・整理、報告内容のまとめについては、座長に一任することとなった。

、 評価検討ワーキンググループにおける協議概要

第1回ワーキンググループでは「特定項目」を中心に、第2回ワーキンググループでは「基本目標1」「基本目標3」「基本目標6」の重点施策・重点事業を中心に協議を行った。ワーキンググループで出された主な意見等は、次のとおりである。

1、次世代育成支援行動計画（後期計画）全体に係る主な意見

【基本理念・基本目標の設定等について】

基本理念や目指すべき子ども像などについて十分に議論をし、子どもを中心にした、子どもの視点にたった目標設定をすべきである。

延長保育や休日保育、病児・病後児保育など、親のニーズが反映されたものが多い。

保育サービスには、子ども社会の変容から対応が必要となってきた側面もあるが、保育サービスの充実が「子育ての喜び」の減少を助長させる側面もある。

ワーク・ライフ・バランスが進んでいけば、必要がなくなり親が担った方がいいだろうという事業、目標を限りなくゼロに近づけた方がいいだろうという事業も出てくる。次の計画を立てるときには、ゼロにしていくというスタンスも含めて目標を設定すべきである。

子育てをする上では、子どものニーズに対する支援や、子どもの発達・支援に対する支援とともに、育てる人に対する支援も必要である。

【評価するにあたっての視点等について】

子ども中心に、子どもにとってどうなのか、という視点に立って評価していく必要がある。

評価にあたっては、この項目がなぜ特定項目なのか、なぜ重点施策なのか、期待される役割は何かなどについての共通理解が必要であり、子どもは誰が育てるべきか、子どもの本当の幸せは何か、子育て支援とは、などといった価値観の摺合せも必要である。

数は数として押さえないけれども、それに必ず利用者の声が反映されるように評価していかないと、ただ数字だけでは評価できない。

評価に当たって数字だけ並べていると、「どのような方向性が良いのか」「実際にやってみてどうなのか」といったところが抜け落ちてしまう。「本当に必要なのか」「実際に必要な事業なのか」「本当に子どもや親のためになっているのか」といった、運営している当事者側の視点が大事である。

基本目標の章立てが、障害のある子ども、家庭への支援が別立てになっているので、それぞれの事業において障害のある子どもや家庭にとってどうなのかという視点が必要である。

人それぞれ、考え方、立場、状況が異なり、社会全体が関わっているので、事業を評価・検証するに当たりどのように見ていくかならば、難しい。

「子ども中心に」とか、「子どもの幸福を第一に」という視点は大切であるが、家族の幸せの中に子どもの幸せがある。社会の一員としての家族を支える必要がある。い

ろいろな選択ができる社会、いろいろな人を支える子育て支援であるべきである。

<基本目標1 地域における子育てを支えるまちづくり>

(1) 重点施策 「子どもの遊び場・居場所づくり」

放課後子ども教室について、地域により自主的に運営されているが、人材確保に苦慮している地域がある。行政には人材に関する情報提供をお願いしたい。

障害のある子どもたちの場合、障害があって利用できない場所があるとか、うるさいところが苦手だったり、少し配慮が必要な子どもたちの場合は遊び場や居場所がなく、結局、家庭に帰って母子で生活していることが多い。

幅広い年齢の子どもが利用でき、異年齢が交流できる児童館のような機能を持つ施設がもっと必要である。また、子どもたちの居場所が小・中学生になると無くなっている。小・中学生に対する事業が少ないので充実を求める。

公園の数は十分にあるが、利用制限がある、清掃されていないなど、子どもが自由に、安心・安全に遊べない公園が多い。魅力的な公園が他市に比べ少ない。

公園の環境整備は、数の整備とともに、保護者など人の意識改革も必要である。利用している人の生の声を聞き、市民の善意・力を集めて取り組む必要がある。

一番子どもにつながる場所の中心は、毎日利用する公園だと思うが、公園に関する事業はすべて評価が低い。予算も減額されている。市は公園について重要視していないのか。

高齢者と子育て世代をつなぐ事業が少ない。世代間の交流を取り戻すため世代間をつなぐ事業が必要である。

(2) 特定項目「一時預かり事業」

少し子どもを預けることにより、子育てが楽になったという声もある。一時預かり事業は西宮市が行っていない「特定保育」を包含している性格があり、在宅の子育てに対する支援とするならば、この事業の有効性、達成度について考えるべきものがある。

<基本目標2 母と子の健康を支えるまちづくり>

(1) 重点施策 「妊娠期から乳幼児期における連続した支援体制の強化」

乳幼児健診について、言葉や子育てについて悩んでいる人に対するフォローとして、保育所や幼稚園との連携が足りない。保育所などでフォローできる点もある。逆に保育所などからも気になる子どもを健診時に違う視点で見てもらおうといった連携があれば、もっと子どものためになる。

<基本目標3 子育てと仕事の両立を支えるまちづくり>

(1) 重点施策 「保育所の待機児童解消」

待機児童解消と報道されているが、実際には保育所に入れていない子どもがいる。解消しているという評価は疑問である。

事業主に対し、事業所内に子どもを預かる施設を作るよう働きかけをしてはどうか。

土地が無いなどの事情で環境が十分に整わなくなっている。子どものことを考えるとしっかりとした施設を整備する必要がある。0～2歳児だけの保育所や保育ルームが多く作られているが、子どもにとってより良い環境が必要である。

(2) 重点施策 「保育サービスの充実」

イ、病児保育

一時的な病気のために実施する病児保育については、社会全体で工夫し、保護者が安心して仕事を休めて子どもの看病に従事できるようにすべきである。保育現場に病気の子どもたちを長時間預かる体制の推進には反対する。

病児保育の資格を持った人がいて、医療体制がしっかりと整っている、心臓疾患などの慢性疾患の子どもたちが保育に参加できる体制は、大切である。

子ども中心に、子どもの気持ちと身体のことを考えると、病気の時のように一番親にそばに居て欲しいときに、親のニーズがあるからと言って病児保育を推進、拡充していくことは疑問である。

病児保育については、社会的に求められてきたので実施されている。子どもが病気の時こそ保護者がそばに居なければいけないといわれるが、今の社会では、それでは解決できない現実もある。病児保育によって救われている利用者もいる。

専門性のある病児・病後児保育がふさわしくないとするならば、今のこの現実を解決する具体策をセットで示す必要がある。家庭だけで解決することは難しい。

ワーク・ライフ・バランスに関し、事業主に対する啓発がうまくいっていないように思う。病児の保護者の休暇が認められるようにしていくとか、周りの人や社会の考え方を換えられるように啓発していくなど、両方からの取組が必要である。病児保育を今すぐにはなくとも、ゼロに近づけていくことを目標にしても良いのではないか。

病児・病後児保育について、病院や別の場所に作るのではなく、保育所の中に保健室の拡大版を作ることはできないか。保育所は小さな子どもが過ごしているのに養護できる人がいないことも問題である。

ロ、休日保育

実際に休日保育が必要な人もいれば、必要のない人もいる。それぞれの立場によって違う。子育てを自分でしたいと思っていても仕事を休めないという現実があり、社会全体がかかわっている。

八、ファミリー・サポート・センター事業

地域全体で子育てを手伝うというまちづくりの使命に合致する事業である。子育て総合センターに出向かなくても登録できるようにするなど、拡充すべきである。

二、保育サービスの充実

保育所にも看護師や養護教諭の有資格者を配置すれば、保育士が子どものケガや病気の対

応に手を取られることなく保育に従事できる。そのような対応が出来ていない状況では、保育サービスが充実していると評価するのは疑問である。

子どもには余裕のある施設、中身のある施策が必要で、そのためには予算も人材も必要である。個所数だけで評価できるものではない。

(3) 重点施策 「ワーク・ライフ・バランスの推進」

企業や社会全体で進めていかないと、子どもの最善の利益につながらないが、生活を保障する具体的な代替措置がないと実効性がない。

働きながら子育てをする人への支援として考えていく必要がある。

重い障害や病気のある子どもの保護者は、働きたくても働けないという状況にある。特段、「子どもの権利と安全を守るまちづくり」という項目で特出しをするのではなく、個々の施策においても考えていく必要がある。

非正規労働者の育児休業取得率が低い。事業主に対する働きかけが必要である。

ワーク・ライフ・バランスは、「休めない」「休まない」という問題だけではない。家族、企業、社会の三角関係の中で考えていく必要がある。社会、地域に貢献する気持ちが大切である。

<基本目標6 子どもの権利と安全を守るまちづくり>

(1) 重点施策 「発達障害などへの総合的な支援体制の確立」

ハード面、回数等では達成できているが、相談や療育などの面では不十分である。

通園で療育を受けている人口1万人当たりの割合は、西宮市は近隣他市に比べ低い。新しい児童発達支援センターでは機能が拡充されるが、大幅な定員増はない。どのように優れた療育・サービスを提供していけるのか、相対評価を含めて目標を持ってもらいたい。

「みやっこファイル」は他市よりも非常に進んだ取り組みである。今後は、どれだけ活用されているか、どれだけ連携されているか、どれだけ子どものためになっているか、という視点で拡大していったらいい。

ニーズ調査の結果速報（概要）

（詳細については、参考資料4を参照）

1 調査の概要

• 調査の目的

子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、本市における子育て支援に関するご意見等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

• 調査期間 平成25年11月～12月

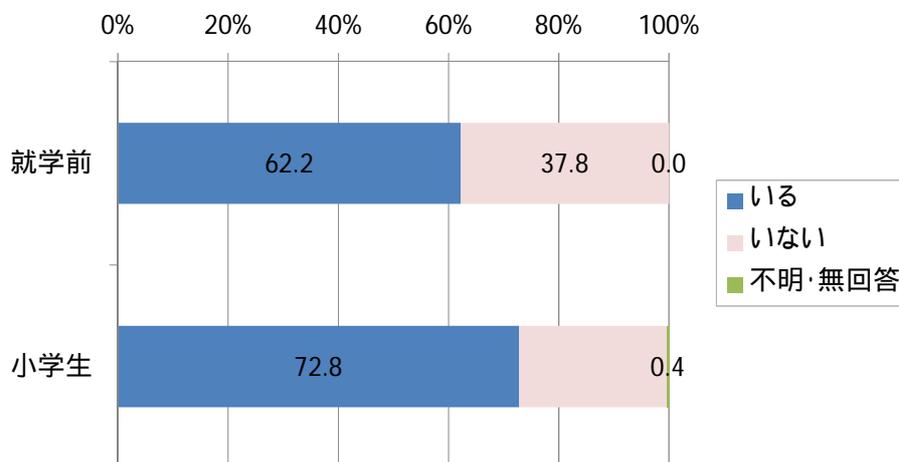
• 調査対象及び回収率

調査票	調査対象者 (配布数)	回収数	回収率
就学前児童	4,797	2,746	57.2%
小学生	1,500	810	54.0%
合計	6,297	3,556	56.5%

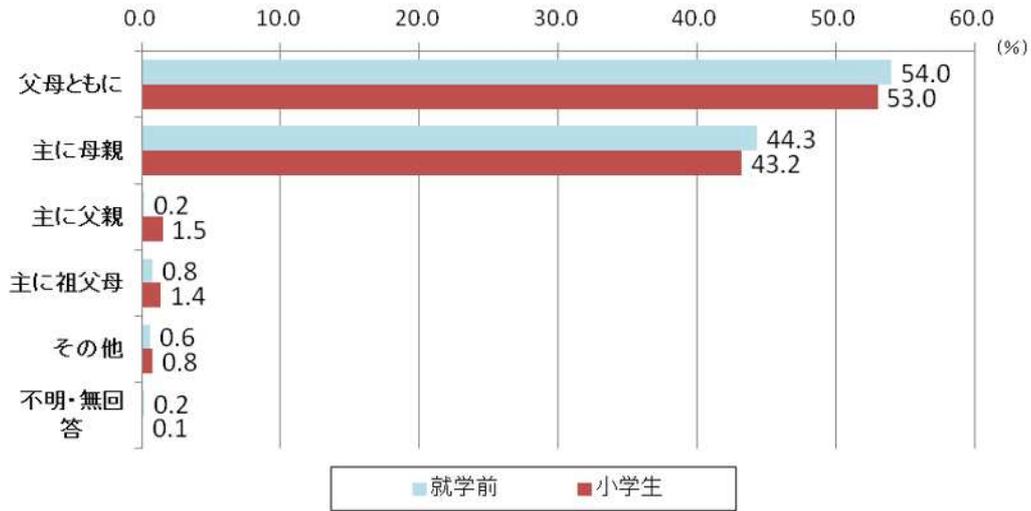
2 対象者、回答者の属性

• きょうだいの有無

半数以上がきょうだいがいるとしています

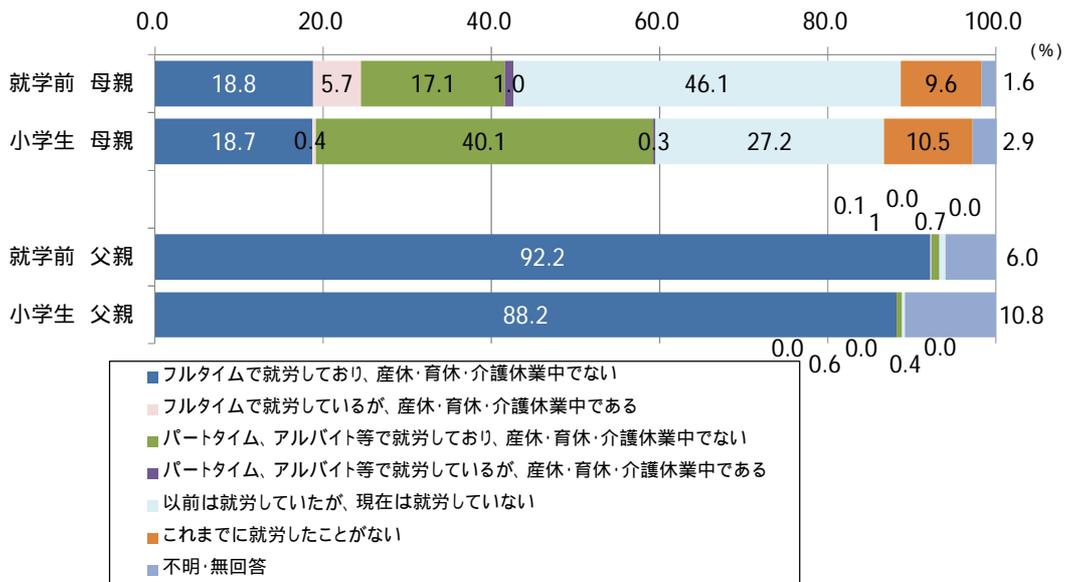


- 主に子育てを行っている人
半数が「父母ともに」が占めています



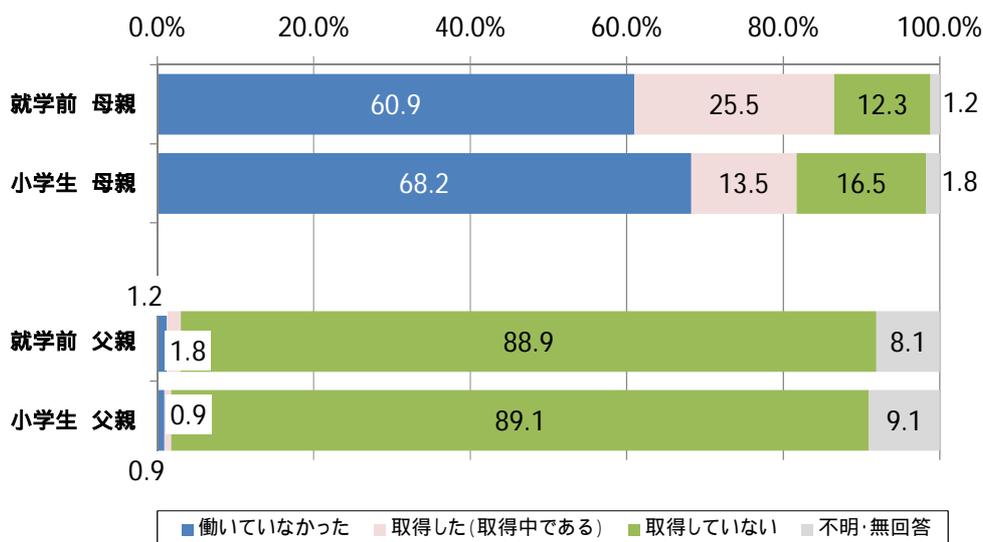
3 父母の就労状況

就労している母親は就学前で40%、小学生で60%となっています

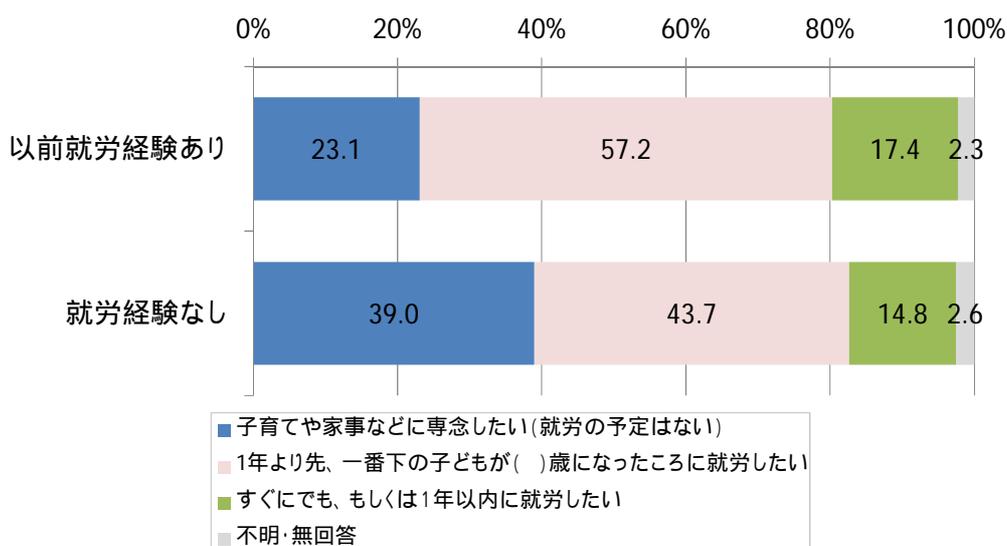


4 育児休業の取得状況

育児休業を取得したのは就学前の母親は25.5%、
小学生の母親は13.5%となっています



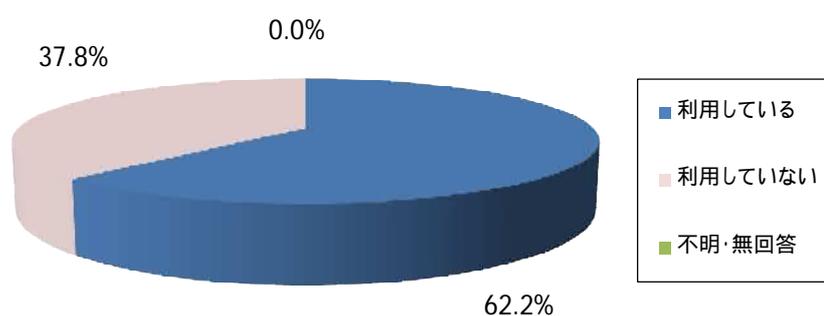
- 現在就労していない母親の今後の就労意向
すぐにでも就労を希望する母親は15%前後となっています



5 教育・保育事業の利用状況

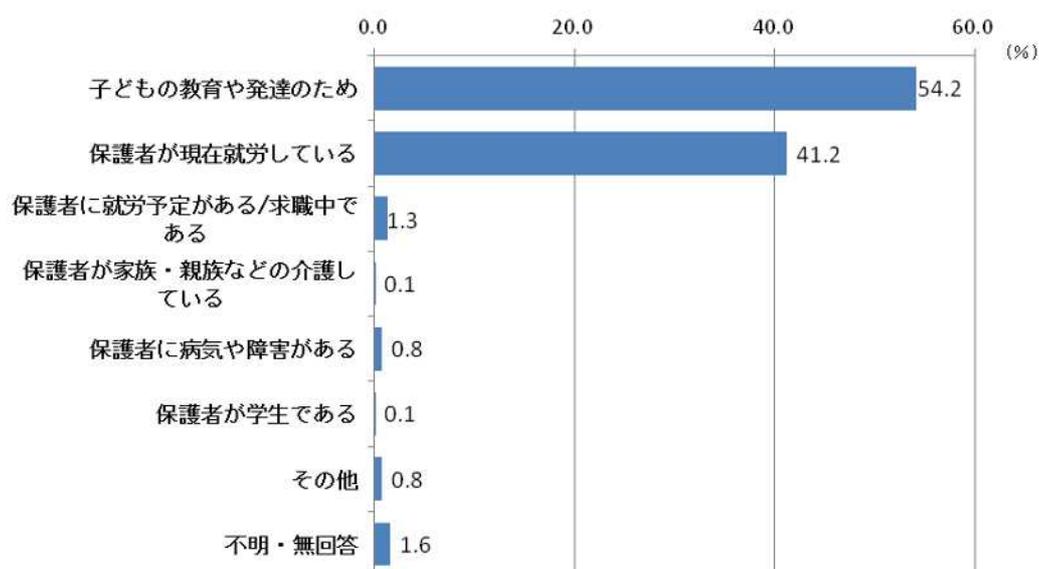
- 現在の教育・保育事業の利用状況

60%の人が教育・保育事業を利用しています



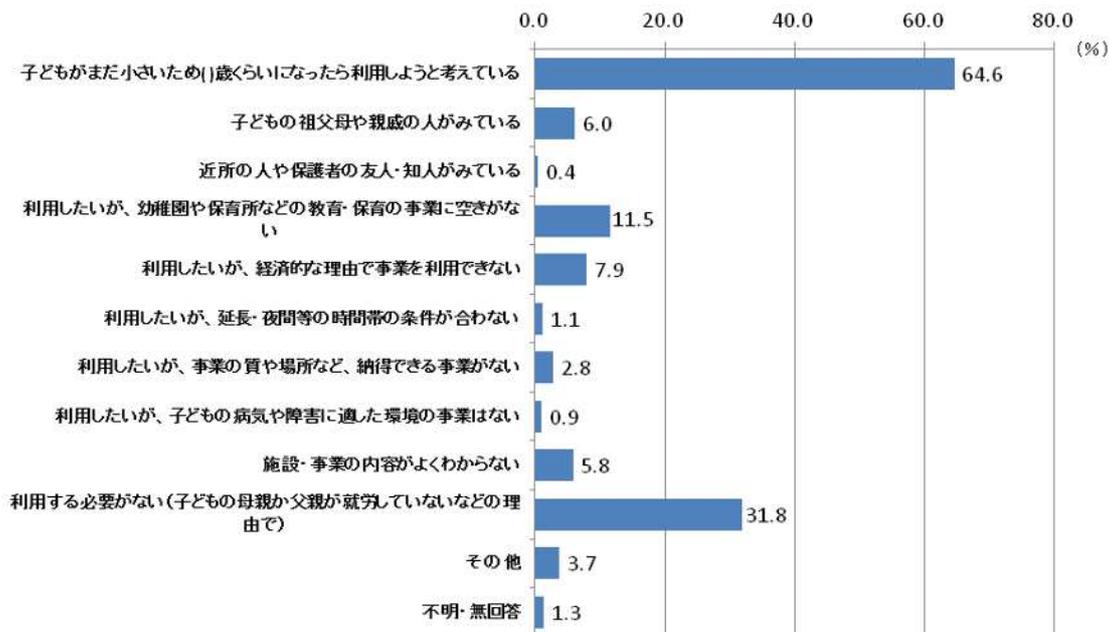
- 教育・保育事業を利用している理由

子どもの教育や発達のために利用している人が半数以上となっています



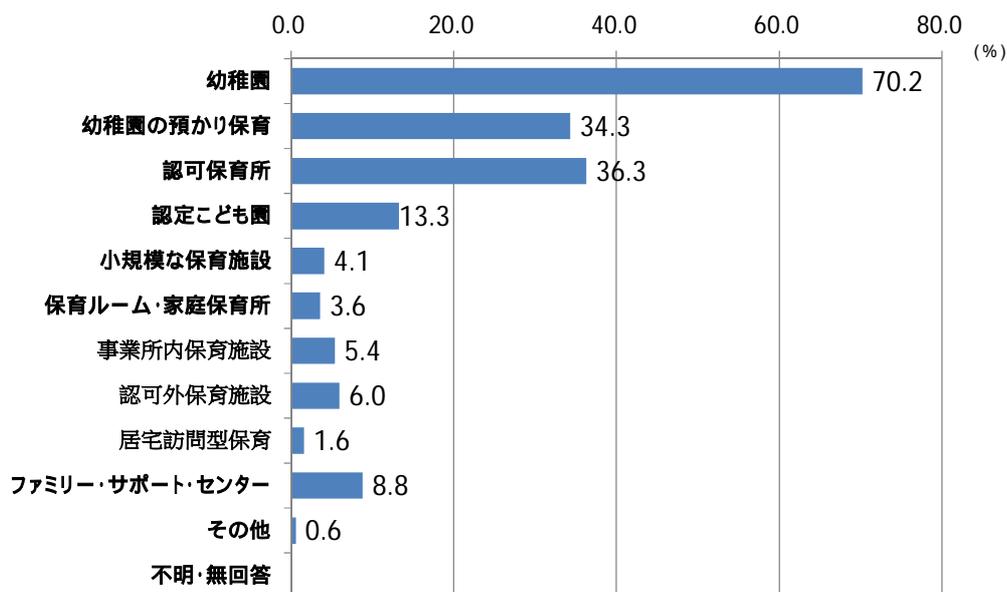
・ 教育・保育事業を利用していない理由

いずれ利用しようと思っている人が多くなっています



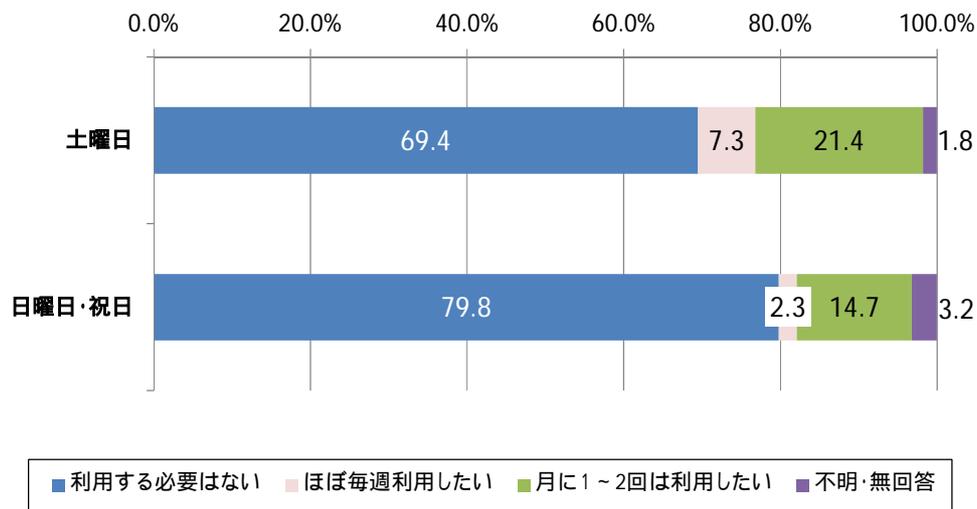
6 教育・保育事業の利用意向

幼稚園を希望する人の割合が高くなっています



7 土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望

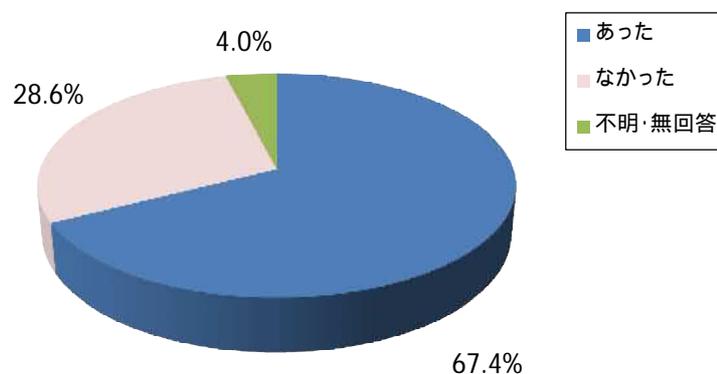
土曜日では30%弱が、日曜日・祝日では15%が利用を希望しています



8 お子さんの病気の時の対応

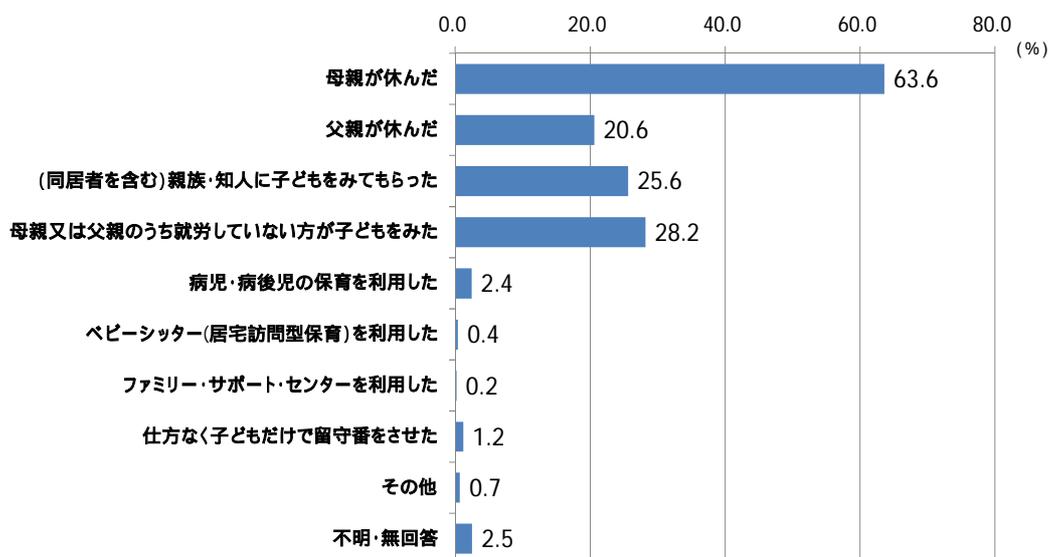
- この1年で病気やケガで事業を利用できなかったことの有無

あったとする人が70%弱となっています



- 病気やケガで事業を利用できなかった時の対応

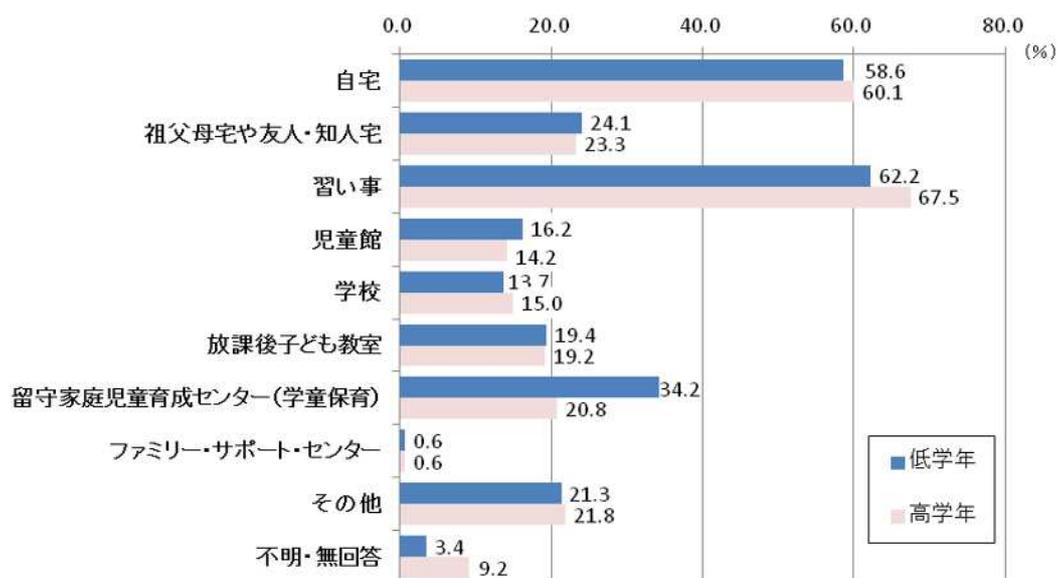
60%強が母親が休んだとしています



9 小学校就学後の放課後の過ごし方

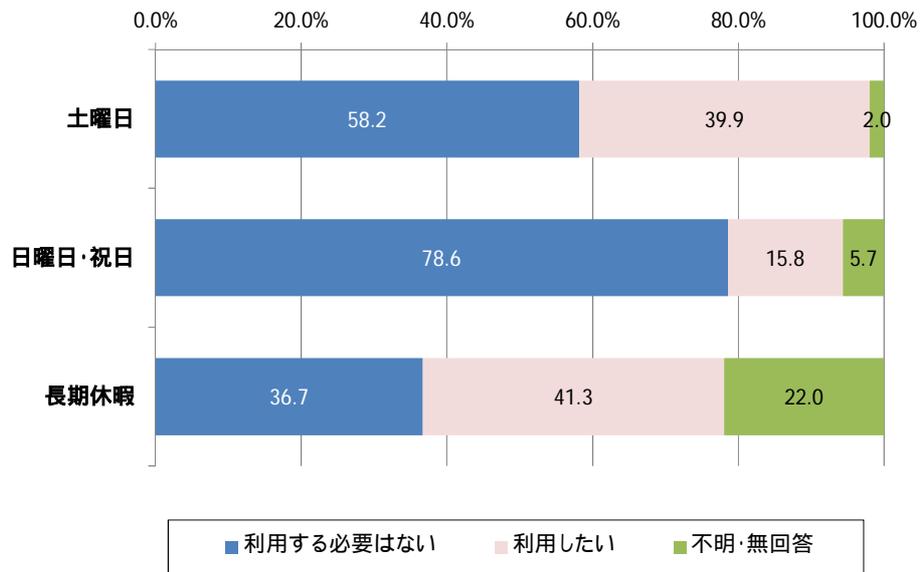
(就学前保護者)

習い事、自宅をあげる人が高くなっています



• 留守家庭児童育成センター(学童)の利用希望

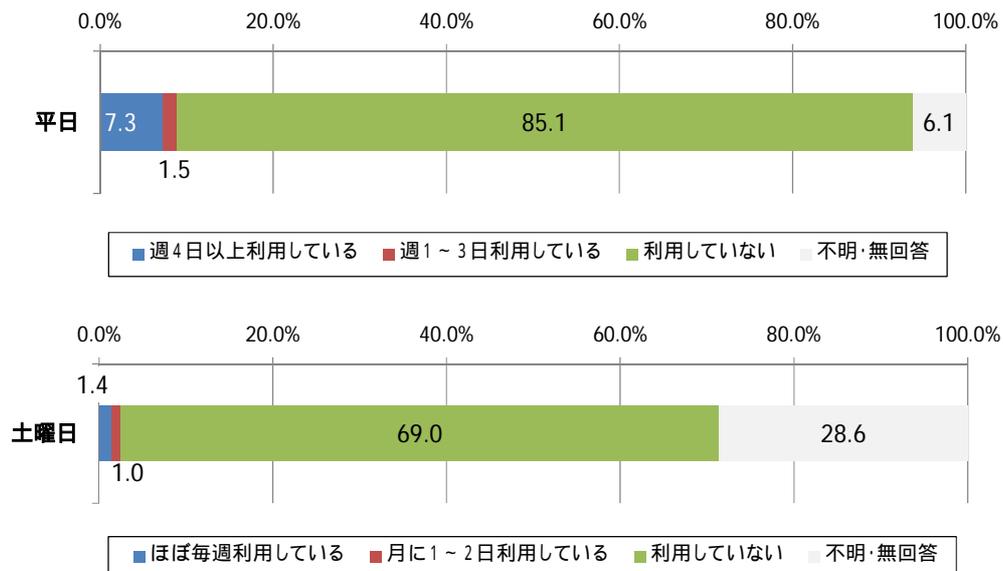
土曜日、長期休暇では40%が、日曜日・祝日では15%が利用を希望しています



• 留守家庭児童育成センター(学童)の利用の有無

(小学生)

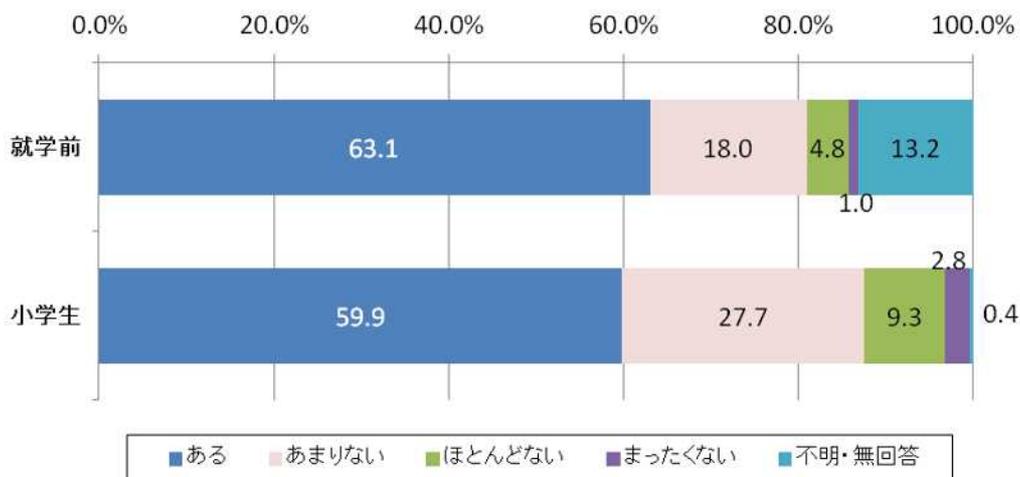
平日は10%弱が利用しています



10 子育ての思い

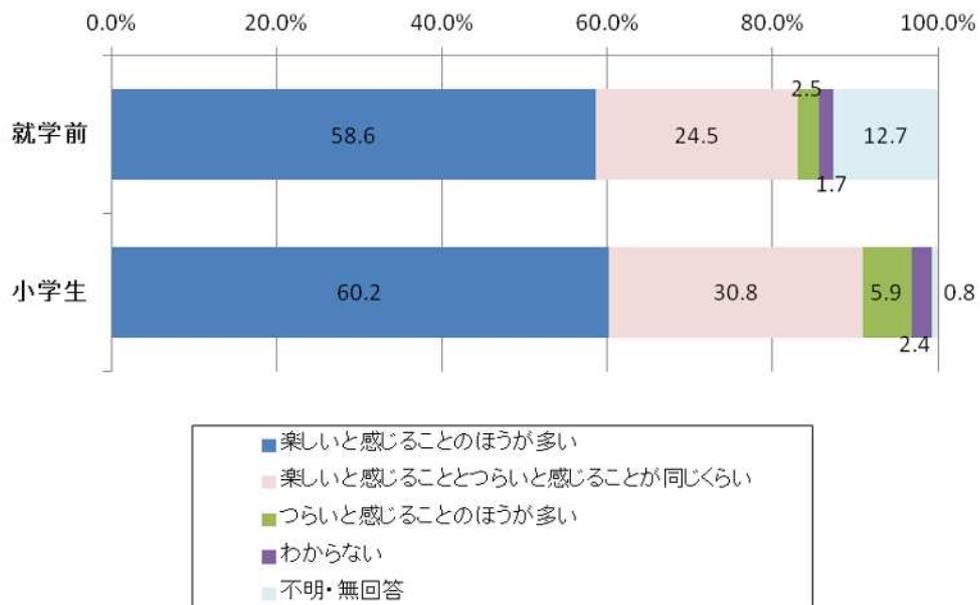
- 子育てに関して家庭で話し合ったりする時間の有無

半数以上があるとしています



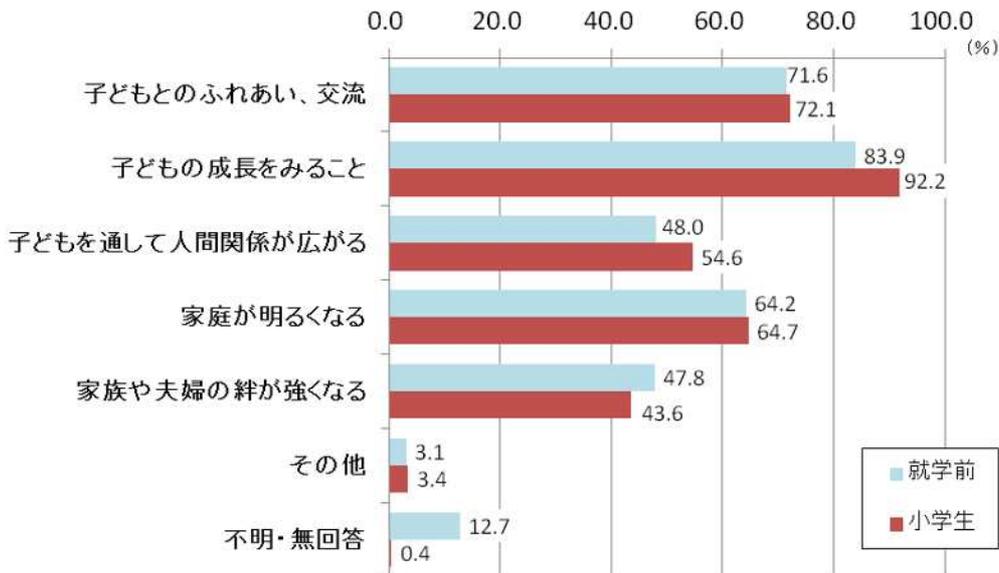
- 子育てが楽しいか

大半が楽しいと感じています



・ 子育ての楽しみ

子どもの成長をみることをあげる人が就学前、小学生ともに高くなっています



・ 近くにあったらよいと思う遊び場（小学生本人）

ボール遊びや鬼ごっこができる空き地や原っぱ、スポーツ施設などが上位にあがっています

